

島田市観光商品造成事業 提案公募実施要領

1 実施目的

島田市観光商品造成事業を業務委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名：令和2年度 島田市観光商品造成事業 業務委託

(2) 業務目的

島田市では、「第2次島田市総合計画」及び「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、交流人口の増加による地域経済の持続的な発展に向け、「観光で稼ぐ」ことを主要施策に掲げている。

さらにこれを効果的・効率的に推進するため、現在、「島田市観光戦略プラン」の策定を進め、令和2年度内の策定完了を目指しているところである。策定途中であるが、マーケティングミックスを踏まえつつ、観光商品の造成、流通促進を、地域の観光関連事業者とともに戦略的に展開していくことを軸に、観光戦略プラン（案）に掲げるリーディング・プロジェクトの初動として本事業を実施するものである。

新型コロナウイルス感染症の影響から、「新しい生活様式」の定着とともに、大きく変化していく観光ニーズを見据え、Withコロナ、Afterコロナの時代に即した観光商品を造成するため、専門的な知見を有する事業者に一連の業務を委託する。

(3) 業務内容：別紙「島田市観光商品造成事業 業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託上限額：5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 委託期間：契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

(6) 前払金：なし。ただし、出来高に基づく部分払を認める。

3 参加資格等

プロポーザルへの参加は、次に掲げた要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 2019・2020年度島田市一般競争（指名競争）入札参加資格（物品購入等業者）を有していること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 参加表明書兼誓約書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、島田市入札参加制限等措置要綱（平成17年島田市告示第159号）の規定による入札参加制限措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する

暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (6) 平成22年度以降において、本業務と同種の業務を実施した実績があり、本業務と同種の業務経験がある業務主任者を配置することができる者。

なお、この実施要領中、「本業務と同種の業務」の定義は以下のとおりとする。

【本業務と同種の業務】

官公庁（官公庁と連携し観光振興を行う観光協会、広域観光圏を含む）発注の観光商品開発業務、観光商品開発に係る各種調査業務、観光商品の販売促進業務などで、観光商品を展開する事業者を支援する業務。

- (7) 応募は単独に限らず事業協同組合でも可とする。その場合には、構成者が上記の（1）～（6）の要件を全て満たしていることを要件とする。

この場合においては、参加表明書の提出までに事業協同組合を組織し、事業協同組合の設置に関する協定書（別紙参照）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

4 提出書類等

(1) 提出書類

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は次の書類を提出すること。

	様式	書類名	部数	提出期限
①	様式 1	参加表明書兼誓約書	1 部	令和 2 年 9 月 14 日
②	様式 2	提案者情報書 (様式 2 __別紙 1) 業務実績調書	12部	令和 2 年 9 月 25 日
③	任意	業務実績の内容が確認できる契約書等の写し		
④	任意*	企画提案書		
⑤	任意	業務実施体制図		
	様式 3	(様式 3 - 1) 業務主任者情報 (様式 3 - 2) 業務担当者情報		
⑥	様式 4	見積書 (様式任意) 見積内訳書		

※企画提案書の様式は任意とするが、「4 提出書類等 (5) 企画提案書、見積書について」の記載事項に基づき作成すること。

(2) 参加表明書兼誓約書の提出 (様式 1)

(ア) 提出期限：令和 2 年 9 月 14 日 (月) 午後 5 時まで

(イ) 提出先：〒427-8501 静岡県島田市中心 1 番の 1

島田市産業観光部観光課 担当：鈴木・今村

(ウ) 提出方法：所定の様式により、(イ) 提出先まで持参、又は宅配便若しくは郵送を利用し送付すること。包装の表面には、「参加表明書在中」と朱書きし、期限までに必着とする。

※この公募型プロポーザルへの参加は、参加表明書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなす。

なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意・代表者印及び辞退理由必須）を持参、又は宅配便若しくは郵送を利用し送付すること。

※参加を受け付けた場合、参加表明書兼誓約書e-mail欄に記載のアドレス宛に「受領確認」の電子メールを送信することとする。

（3）提案者情報書、企画提案書、見積書等の提出

（ア）提出期限：令和2年9月25日（金）午後5時まで

（イ）提出先：（2）・（イ）と同じ

（ウ）提出方法：提出書類（4 提出書類等（1）②～⑥）を番号順にし、（イ）提出先まで持参、又は宅配便若しくは郵送を利用し送付すること。包装の表面には「企画提案書等在中」と朱書きし、期限までに必着とする。

※提出期限までに提案者情報等が未提出の場合は、参加を辞退したものとみなす。

※宅配便又は郵送により参加を受け付けた場合、参加表明書兼誓約書e-mail欄に記載のアドレス宛に「受領確認」の電子メールを送信することとする。

（4）提案者情報書について

（ア）提案者情報書（様式2）

会社情報について必要事項を記載すること。

（イ）業務実績調書（様式2_別紙1）

①過去10年間に於いて実施した、本業務と同種の業務を最大10件まで記載すること。

②記載された業務実績の内容が確認できるような契約書等の写しを添付すること。（4 提出書類等（1）③）

（5）企画提案書、見積書について

（ア）企画提案書の留意事項

①企画提案書は、文字サイズを10ポイント以上とし、A4版・縦型・横書き・左上綴じの印刷物で、（イ）「企画提案書記載事項」における各項目の記載ページ数の上限を超えない範囲とする。必要に応じてA3版でも可とするが、その場合には該当ページはA4版2ページ相当分と数える。

※なお、上記の記載ページには表紙及び目次の頁数は含まない。

②この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

③企画提案書の様式は任意とするが、（イ）の「企画提案書記載事項」に示す構成及び順序とすること。

④企画提案書は専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

⑤評価の公平性を保つため、企画提案書等には、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

⑥企画提案書の提出は1者につき1提案とする。

⑦企画提案書及び見積書の作成にあたっては、「2 業務概要の（4）委託上限額」を限度として作成すること。

(イ) 企画提案書記載事項

①業務実施方針等

下記(a)～(c)の事項について、任意の様式でA4版6ページを上限とし記載すること。

(a) 業務実施方針

業務にあたるスタンス、島田市と受託者の調整方法等、業務成果の向上に資する観点を含んだ業務実施方針を記載すること。

(b) 業務実施フロー

どのような手順、方法等をもって業務を進めるかを記載すること。

(c) 工程表

島田市や関係者との打合せ、協議等も含め、業務工程が具体的に分かるよう提案すること。

②企画提案等

下記(a)の事項について、任意の様式でA4版8ページを上限とし記載すること。

(a) 仕様書の「6 業務内容」の項目に記載する事項を踏まえ、具体的な提案を行うこと。

(ウ) 業務実施体制及び業務従事者情報

①契約締結後における業務の実施体制図を示すこと。(様式任意)

②業務主任者及び業務担当者の業務実績、過去10年間に実施した本業務と同種の業務を記載すること。(様式3-1、3-2)

(エ) 見積書について

①見積書(様式4)

見積書には、称号又は名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

②見積内訳書(様式任意)

仕様書の「6 業務内容(1)～(5)」に対応した見積金額の内訳を記載すること。

5 提出書類の取り扱い

- (1) 提出期限終了後は島田市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、最優秀者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することができる。
- (4) 提出書類(上記(3)の複製含む)は、このプロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出書類は、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、島田市情報公開条例(平成17年島田市条例第15号)に基づき公開する場合がある。
- (6) 提案者が提供された従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (7) 個人情報の取り扱いは、島田市個人情報保護条例(平成17年島田市条例第16号)により行う。
- (8) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

6 事業者選定に係る日程手続

	項目	日程
1	募集の公告	令和2年9月7日（月）
2	参加表明書兼誓約書の提出期限	令和2年9月14日（月）午後5時まで
3	質問受付〆切	令和2年9月18日（金）午後5時まで
4	質問回答	令和2年9月23日（水）
5	提案者情報書、企画提案書、見積書等の提出期限	令和2年9月25日（金）午後5時まで
6	ヒアリング、審査	令和2年9月30日（水） 予定
7	審査結果通知	令和2年10月2日（金） 予定

7 質問及び回答

(1) 質問方法

(ア) 所定の質問票（様式5）を電子メールで提出し、電話にて着信確認を行うこと。

(イ) 電子メールアドレス kankou@city.shimada.lg.jp

(2) 質問票提出期限 令和2年9月18日（金）午後5時まで

(3) 質問の回答方法

質問への回答は、質問者の名前を伏せて市ホームページに掲載する。ただし、本事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。なお、質問への回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答日 令和2年9月23日（水）

8 審査の方法

(1) 審査会の設置

提出された企画提案書等を基に最も優秀な提案者を選定するため、島田市観光商品造成事業審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

「9 審査の基準」に基づき、企画提案書等の内容及びヒアリングから総合的に採点し、最も評価点の高かった者を最優秀者として選定する。また、評価点の2番目に高い者を次点者とする。

ただし、評価項目の最高得点（100点）の6割未満の得点のものは選定しない。

最高得点の者が同点で複数となった場合は、審査会においてさらに審議し選定する。

(3) ヒアリング

(ア) 企画提案書を提出した者から、以下のとおりヒアリングを行う。

①実施日 令和2年9月30日（水）

②出席者 業務主任者を含む3人以内

③内 容 企画提案内容の説明及び質疑応答

④時 間 1者につき質疑応答を併せ30分以内

⑤その他 ヒアリングは非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う移動自粛等の状況を鑑み、審査会をWEB会議形式で行う場合がある。

提案内容の説明は、提出した資料を用いて行うものとし、説明支援機器（PC、プロジェクター等）等を使用する場合は予め島田市に申し出ること。

また、ヒアリングの追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用、提示は認めない。

※参加者多数の場合には、提出書類等により、あらかじめヒアリングの参加者を5者程度に選定する場合がある。

9 審査の基準

企画提案書等の評価項目、判断の着目点及び配点は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。なお、最高得点は100点とする。

10 審査結果の通知

審査後、結果のみを後日参加者全員に文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。

また、結果に対する異議、審査内容に係る質問等は受け付けない。

11 担当部署との協議

最優秀者として選定された者は、候補者として契約締結に向けて仕様書の細目について担当部署と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければならない。

なお、候補者との協議が不調となったときは、審査による順位づけに基づき次点の者を候補者とし、契約締結に向けた交渉を行う。

12 その他

(1) この公募型プロポーザルに参加する者は、この実施要領を熟読し、これを遵守すること。

(2) この公募型プロポーザルに参加する者は、この実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 当該業務の委託先については、選定された最優秀者をその候補として、業務内容、仕様書等の契約内容を島田市と協議した上で決定する。すなわち、最優秀者の選定をもってその企画提案の内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。

(5) 提出書類に虚偽の記載をしたと島田市が判断した場合には、当該企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止措置を行うことがある。

(6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- (ア) 参加資格等、提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (イ) このプロポーザルを公告した日以後、審査委員会委員と当該業務に関する接触を求めた場合
- (ウ) 見積書（様式4）の金額が上限価格を超える場合

13 事務局 〒427-8501静岡県島田市中心街1番の1（市役所本庁舎2階）
島田市産業観光部観光課観光政策係 担当 鈴木・今村
電話 0547-36-7399
電子メールアドレス kankou@city.shimada.lg.jp

(別紙)

番号	評価項目	評価の着目点	配点
1	業務遂行能力	事業者の業務実績 事業者の実績は、官公庁（官公庁と連携し観光振興を行う観光協会、広域観光圏を含む）発注の同種業務に係るもので評価に値するか。（平成22年4月1日から令和2年3月31日まで）	5
2		業務主任者及び業務担当者の業務実績 業務主任者及び業務担当者の実績は、官公庁（官公庁と連携し観光振興を行う観光協会、広域観光圏を含む）発注の同種業務に係るもので評価に値するか（平成22年4月1日から令和2年3月31日まで）	5
3		業務実施体制と工程 業務実施にあたって、業務工程と人員配置、体制等は適切で実現可能なものになっているか。	10
4	企画提案	観光資源の評価、選定 具体的な評価、選定方法が示されていて、適切な内容であるか。	10
5		観光商品の造成、磨き上げ 受託者が取り組むことが具体的に示されているか。委託者が負う役割が示されているか。「新しい生活様式」に基づく新たな観光ニーズに応える工夫、考えは示されているか。	15
6		流通、販売促進支援 具体的な支援策が示されているか。支援策は実効性と継続性を備えているか。	15
7		情報発信ツールの作成 ツールの特性を踏まえた活用方法を示しているか。ターゲットへの訴求効果を示しているか。	15
8		事業背景の理解 国・県の動向や、島田市の観光を取り巻く現状など、事業背景を総合的に理解した提案であるか。	5
9		提案内容の実効性 ヒアリング時において、業務に対する知識や経験に裏付けされた論理的な説明であったか。（スケジュール、実施体制及び取組の説明等）業務に対する取り組み意欲が十分か。	10
10	価格	基準額（予定価格）に対し妥当であるか。	10
合計点			100